

令和8年度 大木町 保育施設 認定申請・入所申込のご案内

令和8年5月から保育園・認定こども園等の利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた支給認定申請と入所申込みが必要となります。

受付場所

大木町教育委員会こども未来課（役場④窓口）
（祝日を除く月曜～金曜、8時30分から17時まで）

受付期限（締切日）

希望する入所月の前月15日まで（土日祝の場合は前の平日）
※ 希望する入所月の前月1日までの申請をお勧めします。
※ 希望する園の見学を必ず済ませておいてください。



* 支給認定の種類

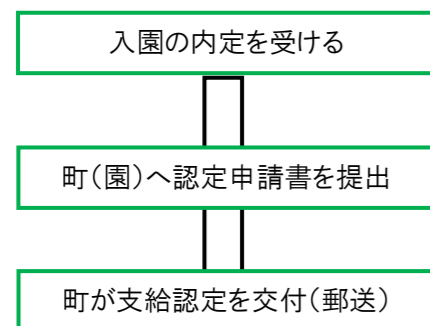
支給認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、3つの区分が設けられ、それぞれのニーズに合った施設や事業をご利用いただけます。

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育形態	入所可能な施設（事業）
1号認定(教育認定)	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定(保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、	保育園、認定こども園
3号認定(保育認定)	満3歳未満	保育を希望する場合	保育園、認定こども園、小規模保育所等

* 入所までの流れ

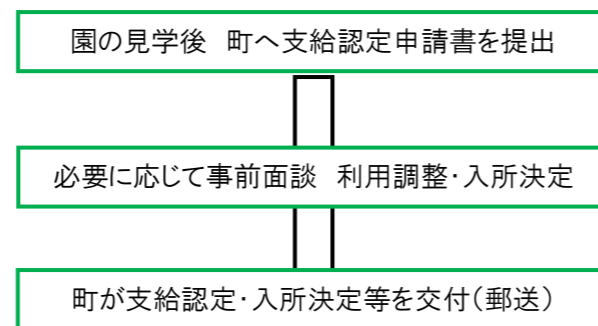
○1号認定（教育認定）希望の場合

【認定こども園（幼稚園部分）幼稚園】



○2号・3号認定（保育認定）希望の場合

【保育園・認定こども園・小規模保育所等】



* 保育の必要な事由とは(2号・3号の保育認定のみ)

保育の認定を受けるには、保護者（父母とも）がいずれかの要件に該当することが必要です。

- ・就労
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病・障がい
- ・同居または長期入院している親族の介護・看護
- ・求職活動
- ・虐待やDVのおそれがある
- ・就学
- ・育休中にすでに保育園を利用しており継続利用が必要
- ・災害復旧
- ・その他、町長が必要だと認めるとき

保護者の保育の必要な事由を証明する書類（就労証明書等）を提出いただき、保育認定に該当するか判定し、保育の必要量等を認定します。

* 保育の必要量の認定区分(2号・3号の保育認定のみ)

保護者の就労時間等により利用できる時間が区分されます。施設の開所・閉所時間、保育の必要量の区分ごとの利用時間は、施設ごとに設定されています。

必要量の区分（保育時間）	内容	保育料（3号のみ）
保育標準時間(最長11時間)	原則 1か月120時間以上の就労等の場合	保育標準時間利用料金
保育短時間(最長8時間)	原則 1か月60時間以上120時間未満の就労等の場合	保育短時間利用料金

【就労以外の場合】

- ・保育標準時間…妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV
- ・保育短時間…求職活動

※ 保護者の就労時間等の短い方の状況で区分します。

※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間を希望する場合は、保育短時間で認定を受けることができます。

* 保育料、副食費の免除について

保育料や副食費免除の算定は、子どもの保護者等の町民税額により決定します。保護者の所得状況により、同居の扶養義務者（祖父母等）の所得をみる場合があります。

令和8年4月～8月の保育料等は令和7年度分（令和6年中）、9月～翌年3月の保育料等は令和8年度分（令和7年中）の町民税所得割額で算定します。

兄弟姉妹で通園中の世帯や生活保護世帯、ひとり親家庭、在宅障がい者（児）がいる世帯は、保育料減額や副食費免除の対象となる場合がありますので、お申し出ください。

※ 1号認定・2号認定（3歳児クラス～5歳児クラス）の子どもの保育料は無償です。

※ 保育料・副食費免除の対象者の通知は、4月上旬と8月下旬に郵送します。

※ 保育所の保育料の口座振替日は毎月月末（12月のみ25日）です。（土日祝日の場合は翌営業日）

認定こども園や小規模保育所の支払い方法については、各施設で異なります。

* 申込みに必要な書類

○ 1号認定（教育認定）を希望する場合

- 教育・保育給付認定申請書（入所申込書兼保育児童台帳）【様式第1号】
- 子どものための教育・保育給付の支給に係る個人番号台帳（マイナンバー）
→現在、兄弟が認定を受けている場合は必要ありません。

○ 2号・3号認定（保育認定）を希望する場合

- 教育・保育給付認定申請書（入所申込書兼保育児童台帳）【様式第1号】
- 子どものための教育・保育給付の支給に係る個人番号台帳（マイナンバー）
→現在、兄弟が認定を受けている場合は必要ありません。
- 保育の必要性を証明する書類（父・母それぞれ1部）
- 【町外保育施設を希望する場合】 広域入所理由書
- 【アレルギーがある場合】 アレルギー検査結果等の写し



* 保育の必要性を証明する書類とは

次のうち、父と母それぞれ該当する分を提出してください。

理由	内容および基準	必要書類
就労	被雇用者、自営業、農業、内職等	就労証明書 (自営業等の場合、追加資料を求めることがあります)
育児休業中	現在育児休業を取得中の方	就労証明書
妊娠・出産	原則、産前2か月から産後6か月まで (出産予定月を含まない)	保育施設入所理由申立書、母子手帳のコピー
疾病・障がい	病気や心身に障がいがある方	保育施設入所理由申立書、医師の診断書等
介護・看護	家族の介護や看護をしている	保育施設入所理由申立書、介護保険証のコピー等
就学	学校、職業訓練校等在学中の方 (就学期間終了日の月末まで)	保育施設入所理由申立書、学生証のコピー等
求職活動	就職活動中の方 (※原則、入所日から3か月)	保育施設入所理由申立書、 ハローワークの登録証の写しなど
その他	大木町役場子ども未来課までご相談ください。	

※申請書類は、町内保育施設や役場子ども未来課の窓口にて配布しています。

また、町ホームページから取得できます。

申請書類の取得はコチラ→



* 町内の保育施設

区分	施設名	電話番号	対象年齢	利用定員	標準保育時間
保育所	大溝保育園（前牟田）	32-1264	0～5歳児	110人	7時～18時 (延長保育) 18時～19時
	三島保育園（蛭池）	32-1345		20人	7時半～18時半
認定 こども園	大木光の子幼稚園 (八町牟田)	33-1060	1～5歳児	1号60人 2.3号80人	7時半～18時半 (土曜) 8時～17時
	大莞保育園（三八松）	32-1204	0～5歳児	1号15人 2.3号90人	7時～18時 (延長保育) 18時～19時
	木佐木保育園（絵下古賀）	32-1104		1号15人 2.3号60人	
小規模 保育所	ことね保育園（大角）	32-2555	0～2歳児	19人	

見学等については、各園にお問い合わせください。

* その他

① 慣らし保育

育児休業からの復帰や就労予定の場合は、就労開始日より約2～3週間前から入所することが可能です。申込みの際にご相談ください。

※ 4月1日から入所を希望する場合は、4月1日から慣らし保育となりますのでご注意ください。
(3月からの入所は別途申込みが必要です)

② 希望の施設の記入について

保育認定を希望し、第1希望の選考から漏れた場合は、第2・3希望で決定するため、必ず第3希望まで記入頂くようにお願いします。記入なしの場合は、入所保留となり調整をしませんのでご注意ください。

③ 認定・入所等の決定通知の時期

入所決定通知等は毎月20日頃に送付する予定です。

④ 町外の保育施設を希望する方へ

2号・3号の保育認定での入所を希望する場合は、希望する保育施設のある市町村が入所調整を行なうため、入所可否の通知が送れる場合があります。予めご了承ください。

⑤ 大木町へ転入予定の方へ

保育園等の入所を希望する方で転入予定の場合は、入所の前月中に転入手続きを済ませるようにお願いします。決定通知等は、転入後に送付します。

* 問合せ先

大木町教育委員会 子ども未来課 子育て応援係 0944-32-1066 (直通)